

綾瀬市キャリア・リターン制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市職員の任用に関する規則（昭和63年綾瀬市規則第14号。以下「規則」という。）第15条第8号の規定に基づき、育児又は介護を理由にやむを得ず退職した者を職員として選考により採用する制度（以下「キャリア・リターン制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 綾瀬市職員（任用期間に定めのない常勤職員に限る。）をいう。
- (2) 退職 綾瀬市人事事務取扱規程（昭和57年綾瀬市訓令第5号）第15条第1項に規定する辞職願を提出して職員を退職することをいう。
- (3) 育児 職員が当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項本文及び綾瀬市職員の育児休業等に関する条例（平成4年綾瀬市条例第15号）第2条の2の規定によりその養育のために職員が育児休業をすることができることとされる子をいう。）であり、かつ、小学校就学の始期に達するまで（市長が特に必要と認める場合にあつては、市長が当該職員の事情を考慮してその都度定める時期まで）の者を養育することをいう。
- (4) 介護 職員が要介護者の介護をすることをいう。
- (5) 要介護者 綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和56年綾瀬市条例第2号）第12条の2第1項に規定する要介護者をいう。

(対象者)

第3条 キャリア・リターン制度の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 育児又は介護により職員として勤務することが困難であったことを理由として退職した者であること。
- (2) 退職の前に職員として在職した期間（当該期間が複数ある場合は、それらを合計した期間。以下「在職期間」という。）が5年以上であること。
- (3) 退職の日の翌日から起算して5年を経過した日までの期間であること。

2 次に掲げる期間で、その期間が1月以上であるものは、在職期間から除算するも

のとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定による休職（公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による心身の故障に起因する休職を除く。）の期間
- (2) 法第29条第1項の規定による停職の期間
- (3) 法第55条の2第1項ただし書の規定による専従休職の期間
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業の期間

（再採用の申出）

第4条 育児又は介護を理由にやむを得ず退職をする職員であつて、将来就業が可能となった際に、キャリア・リターン制度を利用して職員として採用されること（以下「再採用」という。）を希望するものは、退職する日の1か月前までに再採用願（第1号様式）を人事所管課に提出するものとする。

（選考）

第5条 前条の再採用願を提出した者であつて、就業が可能となり再採用を希望する者は、再採用選考申込書（第2号様式）を人事所管課に提出するものとする。

2 選考は、面接、論文及び退職前5年度分の勤務成績（第3条第2項各号に掲げる期間における勤務成績を除く。）に基づき決定するものとする。

3 市長は、合否にかかわらず選考の結果を通知するものとする。

（再採用の時期）

第6条 再採用の時期は、原則として毎年4月1日とする。

（再採用者の職種、初任給等）

第7条 再採用が決定した者（以下「再採用者」という。）の職種は、在職期間における職種と同一とする。

2 再採用者の職務の級は、在職期間の末日における職務の級とする。ただし、在職期間の末日における職務の級が4級以上であった再採用者については、原則として4級とする。

3 再採用者の初任給は、綾瀬市一般職の職員の初任給・昇格・昇給等に関する規則（昭和36年綾瀬市規則第5号）に基づき決定するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、キャリア・リターン制度の実施に関し必要な事項は、人事主管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に退職する者について適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所属

職・氏名

再採用願

私は、育児又は介護のために退職しますが、就業が可能となった際は、キャリア・リターン制度を利用して採用されることを希望します。

1 退職予定年月日	年 月 日	
2 養育する子又は 介護する要介護者 について	氏名及び続柄	続柄（ ）
	住 所	
	養育又は要介護者の状況及び養育又は介護の必要性	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

再採用選考申込書

私は、育児又は介護のために退職しましたが、就業が可能となったため、職員採用に係る選考を受験したいので次のとおり申し込みます。

氏 名		写真 (縦4.5cm× 横3.5cm)
住 所		
生 年 月 日	年 月 日	
連絡先電話番号		
退 職 年 月 日	年 月 日	
退職の理由となった 育児又は介護の 現在の状況		